

令和8年度 摂津峡公園キャンプ場
実施設計および調査業務

募集要項

高槻市 歴史にぎわい部 歴史文化財室

【目次】

1 趣旨	P 1
2 業務概要	P 2
3 業務実施事業者の選定方法等	P 2
1 事業者の募集及び選定方法	
2 審査方法	
3 審査基準	
4 応募資格	P 3
5 応募の手続き	P 4
1 募集等のスケジュール	
2 提出書類	
3 企画提案書の作成等	
4 書類審査の実施	
5 ヒアリングの実施	
6 選考結果の発表	
7 失格事項	
6 その他留意事項	P 8
7 問合せ先（担当窓口）	P 9

1 趣旨

摂津峡は、渓谷の豊かな自然が感じられる大阪を代表する景勝地であり、桜や紅葉の名所や芥川・白滝の親水空間など、市内外から気軽に立ち寄れる観光地として多くの方々に親しまれてきました。

本市では、摂津峡が有する豊かな魅力を更に向上させるとともに、歴史を体感できる芥川城跡や一年を通じて楽しめるキャンプ場などを整備し、あわせて回遊性の向上を図ることにより、四季折々の豊かな自然と悠久の歴史が織りなす、本市を代表する観光にぎわい拠点となるよう検討を進めています。

そのなかで、摂津峡青少年キャンプ場は摂津峡周辺整備のなかでキャンプゾーンと位置付け、摂津峡が有する豊かな自然を体感し、心身共にリラックスできる拠点としてリニューアルしていく予定です。(下記参照)

本業務では、昨年度までに実施した基本設計をもとに、摂津峡青少年キャンプ場(高槻市大字原 1 番地)が市街地に近接する利便性や摂津峡公園内に立地する地形特性、市民ニーズ調査結果を踏まえ、より魅力的なキャンプ場にするとともに輻輳する工種を効率的かつ効果的に進めることができるよう設計を行うものです。

そのため、本業務の実施については、高度な知識や企画力、幅広い専門性等を有し、本業務に対して高い意欲を持つ民間事業者を募集します。

■本キャンプ場のリニューアル方針

開設から約60年が経過し、ロッジやテントなどの施設が老朽化、
駐車場が離れており、リニューアルが求められている



摂津峡の自然をいかし、近年のキャンプスタイルにも適合。
初心者をはじめ、幅広い世代が気軽にキャンプができる場へ



第一キャンプ場 (森のキャンプ場)



第二キャンプ場 (山の上の原っぱ)

■ 摂津峡公園全体スケジュール（予定）

年度	令和6年～7年	令和8年	令和9年～
キャンプ場	基本設計※ ※摂津峡キャンプ場リニューアルプラン(別紙資料3)	実施設計・各種申請 (本業務)	再整備
摂津峡公園	基本構想	基本計画・設計	再整備
その他	適時、市民意見の把握や民間事業者へのヒアリング など		

2 業務概要

- ・ 業 務 名 称：令和8年度 摂津峡公園キャンプ場実施設計および調査業務
- ・ 履 行 期 間：契約締結日から令和10年3月31日
- ・ 提案金額の上限：135,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 業 務 内 容：別紙「仕様書」のとおり

3 業務実施事業者の選定方法等

3-1 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により行います。

3-2 審査方法

関係職員により構成する選定委員会において、資格審査、書類審査、ヒアリングを通じ、最優秀提案事業者を決定します。なお、公正を期すため、提案者を原則匿名にして審査を実施します。

3-3 審査基準

- ① 事業者の業務実績（10点）
- ② 業務の実施体制及び専従する担当者の資質（20点）
- ③ 各業務提案（計40点）
- ④ 業務の組み立て及びスケジュール（10点）
- ⑤ 自由提案（10点）
- ⑥ 業務に係る予算の妥当性（10点）

4 応募資格

- ①応募者は、単独企業又は共同企業体によるものとし、単独企業又は共同企業体の代表企業及び構成企業は、令和8年度高槻市入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる全てに該当しない者とします。
- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
 - ・ 市の指名停止の措置を受けている者
 - ・ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
 - ・ 手形交換所による取引停止処分を受けている者
 - ・ 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条に規定する暴力団員等に該当する者
 - ・ 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者
 - ・ 市長及び市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の地位にある団体
 - ・ 令和8年4月1日現在において、引き続き2年以上営業を行っていない者
- ②応募者は建築士法第23条の3第1項の規定に基づき登録されていること。共同企業体の場合は代表企業または構成企業が登録されていること。

5 応募の手続き

5-1 募集等のスケジュール

募集のスケジュールは以下の通りです。

項目	時期（いずれも令和8年）
募集要項の公表	4月20日（月）
参考資料の貸与期間	4月20日（月）～5月15日（金）
質問の受付期間	4月20日（月）～24日（金）
質問に対する回答	4月30日（木）まで
応募登録申込書・添付書類の締切	5月15日（金）まで
企画提案書の締切	5月15日（金）まで
書類審査の結果通知	5月21日（木）頃
応募事業者ヒアリングの実施	6月2日（火）
審査（選定委員会）	6月2日（火）
選考結果の通知	6月5日（金）頃
契約の締結	6月中を予定

5-1-1 質問と回答

本企画提案に係る質疑については以下のとおりとします。

- ・受付期限：4月24日（金）午後5時まで（必着）
- ・受付方法：必ず所定の様式（様式第3号）でEメールにて提出してください。

Eメール提出後、次頁に記載の連絡先まで電話にて到達確認をすること。

- ・回答方法：寄せられたすべての質問と、質問に対する回答を4月30日（木）午後5時までに市ホームページにて回答します。質問を行った企業名は公表せず、また意見表明と解されるものには回答しない場合があります。

5-1-2 参考資料の貸与

本事業への応募を検討する者に以下の参考資料を貸与します。資料は電子媒体 (CD-R) で貸与するものとし「様式2 守秘義務に関する誓約書」を持参の上、以下の受付先まで取りに来てください

項目	内容
貸与資料 (PDFデータ)	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙資料1「現地測量資料」 ・別紙資料2「摂津峡公園キャンプ場基本設計図面」 ・別紙資料3「摂津峡公園キャンプ場リニューアルプラン」 ・別紙資料4「スケジュール(案)」
受付期間	令和8年4月20日(月)から 令和8年5月15日(金)午後5時まで ※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間です
申込書の様式	様式2：守秘義務に関する誓約書
受付先	高槻市役所 総合センター 8階(歴史文化財室 事業推進チーム) ※事前に連絡した上で訪問ください

5-2 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

名称	様式等	締切
① 応募登録申込書	様式第1号	5月15日(金) 午後5時まで
② 添付文書	応募者の概要書(会社案内等) ※様式は任意	
③ 委任状	様式第10号 ※契約に関する権限を委任する場合のみ	
④ 企画提案書	様式第4号～第9号(様式第8号の提出は任意、見積書等について様式は任意) ※作成に関しては下記参照	

※上記締切までに下記方法で提出してください。

5-2-1 提出場所

高槻市 歴史にぎわい部 歴史文化財室 事業推進チーム
 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
 TEL: 072-674-7652
 メール: tak3937@city.takatsuki.osaka.jp

5-2-2 提出方法

持参または郵送（提出期限厳守、郵送の場合、配達証明が取れる方法で必着）
なお、持参は執務時間内（8時45分～17時15分 ※土、日曜、祝日を除く）
とする。

5-3 企画提案書の作成等

5-3-1 作成上の注意事項

企画提案書は、提案者の持つ高度な知識や企画力、幅広い専門性等について最大限活用頂き、市の事業を効果的・効率的に行う提案を求めるものです。

なお、当該業務の具体的な成果品の作成や提出を求めるものではありません。

最優秀提案事業者決定後の具体的な実施内容については、提案書の内容を反映しながら協議の上、契約時に決定するものとします。

5-3-2 企画提案書の構成、書式等

別紙「仕様書」を参照したうえで、下記項目について提案を含めて企画提案書を作成してください。原則として全てA4判の用紙を用い、片綴じ、片面横書きとし、通し番号（ページ数）を付してください。

なお、提案者名を匿名として審査を実施しますので、企画提案書には提案者の名称を記載しないように注意してください。表紙の記載項目は件名（令和8年度 摂津峡公園キャンプ場実施設計および調査業務）、提出の日付とします。

- ・企画提案書（様式第4号～第9号を含む。様式第8号の提出は任意）10部

【テーマ】 1 自然環境との調和を優先しつつ、品質の維持や向上も意識した、よりよいデザインを実現するための設計手法や手順
2 工事費や維持管理費の低減につながる工夫

- ・見積書（様式任意・積算項目を記載）1部
- ・その他補足資料及び過去の業務における成果品等 1部

以下の項目に関しては、別添の各様式（様式第4号～第9号）で作成してください。

ア 会社の主要業務実績・同種業務実績（様式第4号）

本業務の実施にあたり、有用となると判断される提案者の主要業務・同種業務の実績を、それぞれ最大5つまで挙げるとともに、貴社のアピールポイントにつ

いて記述してください。

イ 業務の実施体制（様式第5号）

提案者及び関係機関等を含めた業務実施体制を模式図にて示してください。提案者の社名については記載しないでください。（「弊社」等とする）

ウ 管理技術者等の主要業務実績等（様式第6号）

管理技術者を明示するとともに、照査技術者、各担当者（公園、道路、建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備）の実務経験、主要業務実績等について記載してください。また、本業務の期間中における全勤務時間のうち本業務が占めるおおよその割合についても記述してください。

エ 企画提案の概要（様式第7号）

企画提案の概要を1枚で簡潔に記載してください。

オ 自由提案の概要（様式第8号）

自由提案の概要を1枚で簡潔に記載してください。※提出は任意。

カ 実施スケジュール（様式第9号）

おおよその実施スケジュールを記述ください。

5-4 書類審査の実施

6社以上応募の場合、提出された企画提案をもとに書類審査を行い、上位5社をヒアリング対象として選定します。

書類審査を実施した場合は、令和8年5月21日（木）頃に選考結果をお知らせし、書類審査を通過した事業者には企画提案の内容に関するヒアリングの詳細をお送りします。

5-5 ヒアリングの実施

書類審査を通過した事業者については、企画提案の内容に関するヒアリングを令和8年6月2日（火）に実施しますので必ず参加をお願いします。

時間、場所、持ち時間等の詳細は、ヒアリングに参加する事業者が確定後、別途通知します。

なお、事業者が1社の場合であってもヒアリングを実施し、所定の点数を上回った場合は、最優秀提案事業者として確定します。

5-6 選考結果の発表

6月5日（金）頃に文書にて選考結果を送付します。選考結果についての質問については、お答えしません。

5-7 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とさせていただきます。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ・選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- ・応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ・応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ・その他不正行為があった場合

6 その他留意事項

- ・ 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- ・ 応募書類及び追加資料は、返却しません。
- ・ 応募書類及び追加資料は、「高槻市情報公開条例」に基づき公開することがあります。
- ・ 契約に当たっては、企画提案時に提出された見積書に記載の金額（税込み）にて随意契約を行うものとします。
- ・ 契約にあたり、契約保証金等を納めていただく場合があります。
- ・ 受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- ・ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表など市が必要と認める場合には、市は応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ・ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。
- ・ 個人情報については、「個人情報保護法」に基づき、適正に管理します。なお、目的外利用をすることは一切ありません。

7 問合せ先（担当窓口）

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市 歴史にぎわい部 歴史文化財室 事業推進チーム
電 話：072-674-7652
メー ル：tak3937@city.takatsuki.osaka.jp